

2020～2025年版

中土佐町人権尊重のまちづくり 基本計画

～みんなで支え合う、温もりのあるまちづくり～



中土佐町

-目 次-

I 基本的な考え方

- 1 基本計画策定の趣旨
- 2 人権施策推進の基本方針

II あらゆる場を通じた人権教育の推進

- 1 家庭・地域における人権教育の推進
- 2 保育・学校における人権教育の推進
- 3 事業所における人権教育の推進
- 4 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

III 重要課題への対応

- 1 同和問題
- 2 女 性
- 3 子 ど も
- 4 高 齢 者
- 5 障 害 者
- 6-1 エイズ患者・HIV感染者等
- 6-2 ハンセン病回復者
- 7 外国人
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 災害と人権
- 11 性的指向・性自認
- 12 その他の人権課題

IV 効果的な計画推進

- 1 人材育成と学習方法の整備
- 2 啓発と情報共有
- 3 ボランティア活動の推進
- 4 国際交流・協力の推進

V 計画の推進にあたって

- 1 推進体制
- 2 国・県及び関係団体等との連携
- 3 相談体制の充実
- 4 人権教育・啓発機能の充実
 - (1) 隣保館・児童館活動の充実
 - (2) 公民館活動の充実
- 5 計画の期間
- 6 評価と見直し

I 基本的な考え方

1. 基本計画策定の趣旨

この基本計画は「中土佐町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「高知県人権教育推進プラン」を受けて作成するもので、今後の中土佐町が実施すべき人権施策についての基本方針を明らかにし、具体的施策の方向性を示すものです。

2. 人権施策推進の基本方針

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

本町は、人権尊重をまちづくりの基本理念として位置づけ、町政のあらゆる施策の基本とし、全ての町民が、個人として人権を尊重される住みよい地域社会の実現を目指します。

(2) 人権教育・啓発の推進

人権教育を中土佐町生涯学習マスタープランに位置づけ、保育、学校、家庭、地域及び職場などのあらゆる場を通じてその発達段階に応じた多様な学習の機会を提供します。また、人権尊重の理念に対する理解を深めるために、町民の自主性を尊重するとともに、実施機関の中立性を確保し、効果的な啓発手法を採用します。これらによって、町民自身が、人権問題を身近な課題として考えられるようにしていきます。

(3) 相談・支援に関する施策の充実

人権に関する問題の早期解決を実現するために、県など関係機関との連携を強化することで、相談・支援体制を構築していきます。

(4) 国・県及び関係機関との連携

国・県及び関係機関などが実施する人権施策をより効果的に、かつ総合的に推進していくため、連携・協力関係を強化していきます。

II あらゆる場を通じた人権教育の推進

1. 家庭・地域における人権教育の推進

(1) 現状と課題

昭和の時代は戦後、高度経済成長期という大きなうねりの中で社会の変革が始まり、一見して豊かで便利な国民生活が展開していくこととなりました。一方で、そのような輝かしい進歩の陰で、同和地区出身者を初めとする、多くの被差別の立場にある人々にとっては、その光を十分に享受することが出来ないままの時期が続きました。しかし、昭和40年から国策による差別の解消に向けた取り組みが開始され、平成時代に入ってから継続したハード面（環境や経済的支援等）の改善が成されていきました。また併せて、ソフト面（心理的差別）に対する教育や啓発も推進されてきました。その成果も

あって、同和地区出身者における高校進学率の向上や通婚率の上昇を始めとして、少しずつ差別事象は減少の途を辿り、長年にわたって取り組まれてきた人権・同和教育の成果が見られる状況ともなりました。しかし、平成中期頃よりＩＴ社会の著しい進歩の中で、インターネット等を悪用した新たな差別事象（差別落書き等）が止まることなく増え続けている現状となっています。また、いじめや児童虐待が大きな社会問題となっており、子どもたちの命さえも奪うような深刻な事態となっています。「２１世紀は人権と共生の世紀」と叫ばれて早くも２０年近くが過ぎようとしています。真の意味で人々が一人ひとりを大切にし、共に支え合いながら生きていく地域共生社会（共生社会）の創造に向けて、人権問題への取組は急務な課題となっています。令和という新しい時代を迎え、本町では、町を挙げて次のような取組を積極的に推進し、全ての町民にとって、「温かく住みやすい町づくり」を行って参ります。

（２）施策の方向

① 相談活動の充実

家庭内、地域内の様々な人権問題を改善できずに悩んでいる町民への相談窓口の情報提供と相談活動の充実に努めます。

② 家庭における人権教育の啓発

家庭は、子どもの教育の原点であり、人格形成に大きな役割を果たしていることから、家庭内の教育力を高めることは極めて重要です。保育、学校、地域が家庭との連携を深め、地域全体で家庭を支え、子どもたちの豊かな人間形成を図っていくことが大切です。保育所や学校・地域・行政の各機関の連携を活かした啓発内容の工夫、充実に努め、様々な視点から家庭における人権教育の推進を行うとともに積極的に支援にも努めます。

③ 地域の理解・支援者の育成

様々な人権問題が、人間関係の希薄化や地域からの孤立に繋がらないよう、地域の理解者・支援者の育成を進めます。

④ 様々な学習機会の提供

同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解と認識を深めていけるように、各機関との連携を図りながら、ニーズに合った学習内容の充実に努め、広く町民を対象とした学習の機会を提供していきます。

⑤ 公民館事業の充実

公民館の運営方針に人権教育の位置付けを行い、公民館職員、利用団体の研修会や講座などの開催を通じて、地域住民の人権意識の高揚を図ります。

⑥ 町民主体の人権啓発活動

中土佐町人権教育研究協議会などの町民の自主的な取り組みに対して支援を行い、活動の活性化を図るとともに、連携した取り組みを進めます。

2. 保育・学校における人権教育の推進

（１）現状と課題

これまで同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ、保育・学校教育においては、各保育所や学校の特性や子どもの発達段階に応じた指導目標を定め、計画的に人権問題解決への理解と認識を深める教育に取り組んできました。

- ① 保育所では、豊かな生活体験を通して、基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団への所属感を育み、望ましい人間関係をつくるように取り組んでいます。
- ② 小学校では、基礎学力の充実を図り、身の回りにある差別や偏見に気づき、差別解消につながる意欲や態度、技能を育てるように取り組んでいます。
- ③ 中学校では、学力の向上を図り、進路保障に努めるとともに、人権について知的理解を一層進める取り組みと、人権感覚をさらに磨き、どのように態度や実践的行動に結び付けるかという、一人ひとりの実践力を高める取り組みを行い人間の尊厳について自覚を深め、差別解消に努める生徒の育成にも取り組んでいます。
- ④ 小中学校の交流学习や体験学習を通して、人間としての誇りや温もりを感じることで人権学習の推進が求められています。

(2) 施策の方向

① 全ての教育を通じた人権教育の推進

子どもの人権意識を高め、より豊かな人権感覚を育成するために、保育所の保育計画、学校の教育計画の中に人権教育を位置づけます。また、子どもの発達段階に即した上で、保育や各教科領域の特性を生かしながら相互に関連させ、教育活動全体を通じて人権教育に取り組めます。また、学習指導に当たっては、多様な出会いと交流や自然体験等によって、より豊かな感性や人権感覚を身に付けられる取り組みに努めます。

② 保育から中学校まで一貫した人権教育の推進

保小中が連携をして人権教育の推進を図るためには、引き続き保育士及び教職員の意識の高揚と啓発が必要であることから、教育現場の年間計画にも配慮したうえで、人権問題に対する正しい知識と認識を持つための研修会などを開催します。

③ 家庭・地域との連携

子どもへの人権教育をより効果のあるものにするため、保護者との連携・協力を図り、家庭や地域社会へ人権教育の重要性を啓発します。また、地域社会や県など関係機関との連携の強化を図ります。

④ 教職員の研修と保護者や地域との連携の充実

人権教育の推進にあたっては、まず教職員が差別の歴史的背景や、保護者や地域の実態を理解し、彼らの願いをしっかりと理解することが重要です。そのための研修を積極的に企画・推進し、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を培えるように努めます。

⑤ 人権教育教材の創造と整備

人権教育を推進するために、実践的な研究や取り組みを各保育所・学校が取り入れられるよう、各種研修会などの情報提供を行い、地域や子どもの実態に応じた交流や体験学習を大切にした、教材の開発や人材育成に努めます。

3. 事業所における人権教育の推進

(1) 現状と課題

零細事業所が多数を占める本町においては、人権教育については十分な啓発に至っていないのが現状です。今後は、事業主への理解を深めるとともに、様々な機会を捉えて事業所への啓発活動が必要です。

(2) 施策の方向

① 事業所内教育の支援

事業所に対し、学習資料などの情報提供を行い、研修対象者に合わせた講師を紹介するなど、事業所での自主的な人権教育の支援を行います。

② 関係機関との連携

事業所に県など関係機関の情報提供をし、事業所の人権教育への関心と人権意識高揚に努めます。

4. 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

本基本計画を推進するにあたっては、あらゆる人に学習の機会を提供していくことが必要ですが、とりわけ人命、人権と深く関わる職業に従事する者に対しては、さらに人権問題に対する認識を深めていけるよう、人権教育を推進していきます。

(1) 町職員

全体の奉仕者である公務員は、全ての職場において基本的人権の尊重と擁護の視点を持って業務の遂行をしなければなりません。様々な機会に人権研修の企画・推進を図り、各課が協力、連携をして人権尊重のまちづくりを目指します。

(2) 教職員

教職員一人ひとりが基本的人権の尊重の視点を持って豊かな人権感覚を身につけ、人権教育の推進者として様々な人権問題への解決に向けた確固たる姿勢を確立することが大切です。さらに、それぞれの職場において子どもや保護者の背景をしっかりと受け止め、真摯な姿勢で向き合い、寄り添いながら共に歩もうとする教育実践を目指します。また、子どもや家庭における人権課題の解決に向け、積極的に県など関係機関と連携した取り組みを行います。

Ⅲ 重要課題への対応

1. 同和問題

(1) 現状と課題

本町では、昭和40年の「同和对策審議会答申」、昭和44年の「同和对策事業特別措置法」を受けて、同和問題の解決を行政の最重要課題として位置づけ、ハード面とソフト面にわたる同和・地域改善対策事業を積極的に推進してきました。また、従前から活動を続けてきた「中土佐町同和教育研究協議会」と積極的に連携して、学校・地域・行政が一体となった人権・同和教育を推進してきました。

こうした取り組みにより、環境改善については大きな成果が見られ、また、町民の同和問題に対する意識と理解も深まり、就職差別の減少、通婚率も上昇する等、差別意識の一定の解消につながっていく事となりました。

しかしながら、旧態依然とした差別意識が完全に払拭しきれていないとはいえず、嫉み意識が一掃されないままであったり、インターネット上での差別落書きの横行等、今後

とも問題解消に向けた教育や啓発が必要な状況となっています。

(2) 施策の方向

- ① 同和問題の完全解消を図るために、保育所、学校、家庭、地域、県や近隣市町村の関係機関が一体となり人権・同和教育を推進していきます。
- ② 同和問題の正しい理解、認識を図るために町民に対し各種教育・啓発事業の充実を図ります。
- ③ 同和問題に対する、町の責務をはたすために職員研修を充実していきます。
- ④ 保育所から中学校まで、発達段階に応じた人権教育を進めるために相互の連携を図るとともに教職員を対象とした研修会の充実に努めます。
- ⑤ 町民の人権意識高揚のための町内外の研修会及び講演会などの情報提供に努めます。
- ⑥ 中土佐町人権教育研究協議会の活性化を図り、地域の現状に寄り添った人権・同和教育を推進します。

2. 女 性

(1) 現状と課題

我が国において、昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、昭和 61 年に「男女雇用機会均等法」、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

中土佐町では、平成 18 年に「中土佐町男女共同参画推進条例」を制定し、町民一人ひとりが性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によりその個性と魅力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現を目指した取り組みがなされています。

しかし、家庭・地域・職場などの様々な場面において、女性の人権は、十分に尊重されているとは言えません。

(2) 施策の方向

- ① 中土佐町男女共同参画の趣旨を受け、女性の社会参画や働く場を広げる取り組み、環境を整える取り組みを推進します。
- ② セクシュアル・ハラスメント、マタニティーハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力根絶のため、県など関係機関と連携をして相談機能の充実を図るとともに、女性の人権尊重の為の啓発活動に努めます。
- ③ 男女共同参画による魅力ある地域づくりを推進するために、各種審議会、協議会における女性委員の参画を推進します。
- ④ とともに支え合う家庭・地域づくりのために、多様な地域活動への男女共同参画の推進を図るとともに、子育て支援などに対する福祉の充実に努めます。

3. 子 ども

(1) 現状と課題

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）では、子どもの 4 つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るように定めています。

国は、平成 6（1994）年に「子どもの権利条約」を批准し、平成 12（2000）年に

は「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）を制定し「児童虐待」を法律によって明確に定義づけ、法第 3 条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定めました。

また、少子化対策として平成 15（2003）年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

本町では、平成 16 年度に「中土佐町次世代育成支援計画（前期計画）」を、平成 21 年度には「中土佐町次世代育成支援計画（後期計画）」を策定し、家庭・地域・行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。平成 27 年度には「中土佐町次世代育成支援計画」の考え方を継承し、子ども・子育て支援新制度に即した「中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを推進しています。

しかし、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化、インターネットや携帯電話の普及等、現在の子どもを取り巻く環境は変化しています。社会情勢の変化の中、いじめや虐待等子どもの人権侵害への対応は重要です。地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成と、家庭、保育所や学校、地域社会が連携・協力して子育てを支援する体制の整備をさらに推進していく必要があります。

（2）施策の方向

- ① 子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重できる社会の実現を図ります。
- ② 子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取り組みを推進します。
- ③ 全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する啓発運動を実施します。
- ④ 児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に与える影響が大きいことから、子どもの最善の利益を優先し、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保証されるよう、予防対策から虐待を受けた子どもの保護やその家庭に対する支援を行います。支援体制の調整機関である中土佐町要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。
- ⑤ いじめ問題に対しては、被害を受けた子どもの心情に寄り添いながら、いじめの早期発見、早期解決に努めるとともに、いじめを未然に防止する取り組みを推進します。
- ⑥ 子どもに様々な交流学習や体験学習及びボランティア活動を提供し、活動を通じて地域社会の一員である事への認識を深め意識の向上を図ります。また、他人を大切にする心情を育む取り組みを進めます。

4. 高 齢 者

（1）現状と課題

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健やかで生きがいをもって生活していくためには社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識を持ち、敬意と感謝の気持ちをもって接していくことが重要です。

平成 12（2000）年には「介護保険制度」が導入され、高齢者と介護者を社会全体で支えていく新たな仕組みがつけられました。さらに、平成 17（2005）年には、高齢者の虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るための「高齢者虐待防止、高齢者の養護

者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」)が制定され、高齢者虐待についての定義がなされました。「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待の防止のみならず、高齢者を養護する人の支援も施策の柱の一つとされ、自治体による相談窓口の設置、高齢者虐待防止に関する事項の周知、専門的な人材の確保や資質の向上、体制の整備、迅速な対応等により高齢者の権利擁護を図る施策が推進されてきました。

本町の令和元(2019)年9月末の65歳以上の高齢者人口は3,096人、町人口の45.99%を占め町民の半数近くが65歳以上という超高齢社会を迎えています。

こうした現状のなか、高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健やかに生きがいを持って安心して暮らし続けていくためには、その人の能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を生かした支え合いの仕組みづくりが重要です。町では、基本理念を「誰もが生きがいと役割を持ち、ともに支え合いながら健やかに自立した生活が続けられるまち」とした「第7期中土佐町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画」を策定し、高齢者の人権擁護に向けた取り組み等も含め、高齢者の保健福祉の向上を目指した取り組みを推進しています。特に高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の尊厳を守り、養護者への支援を目的に「高齢者虐待防止対応ネットワーク会議」を開催しています。また、平成29年には、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域をめざして、権利擁護支援に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進することを目的とした「中土佐町権利擁護支援センター」を開所し、高齢者の権利擁護の取り組みを推進しています。

(2) 施策の方向

- ① 高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。
- ② 高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取り組みや啓発活動を促進します。
- ③ 高齢者が社会参加しやすい環境づくりに関する取り組みを促進します。
- ④ 高齢者の人権や権利を守るため、権利擁護支援センターの専門職による事例検討や助言等を通じて、包括支援センター等高齢者と関わる機会の多い職員等の資質向上に努めます。

5. 障害者

(1) 現状と課題

平成5(1993)年に「障害者基本法」が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

平成16(2004)年の改正では、障害を理由とした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

本町では「ともに生きるまち」を基本理念に掲げた「中土佐町第3期障害者計画及び中土佐町第5期障害福祉計画」を策定し、障害保健福祉施策を推進しています。

しかし、平成26年度に実施したアンケートの結果では、約半数の方が障害があることで差別や嫌な思いをしたと回答しています。障害者の地域生活は、地域の理解と協力が必要です。障害者が、障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため、暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた諸課題への取り組みが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 障害のある人々が、生き生きと暮らせるよう、障害のある人の社会参画を推進するための環境整備や、雇用を促進する取り組みを推進します。
- ② 障害のある人の人権や権利を守るため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、差別解消に向けた課題への取り組みを推進します。

6-1. エイズ患者・HIV感染者等

(1) 現状と課題

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染したその家族等を差別や偏見で苦しめている現状があります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因はHIVといわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

国は、平成10(1998)年に、患者等の人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定し、翌平成11(1999)年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ予防指針)を公表しました。

また、平成18(2006)年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係者などが共に連携して総合的な取り組みを推進していくこととされました。

国等のエイズに関する様々な情報の提供や取り組みにより、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、全国的には正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが、いまだにみられる状況です。

(2) 施策の方向

- ① 国や県、関係機関と連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を推進します。
- ② エイズ等の感染症や感染症予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。
- ③ エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実に努めます。

6-2. ハンセン病回復者

(1) 現況と課題

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあります。

国では、昭和 6（1931）年に制定された「癩予防法」（昭和 28（1953）年に「らい予防法」に改正）以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「らい予防法」は平成 8（1996）年に廃止され、平成 13（2001）年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取り組みにより、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。問題解決のため、元患者等による努力が重ねられ「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、平成 21（2009）年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することになりました。

しかしながら、現在も社会の中では「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

(2) 施策の方向

- ① ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育を推進します。
- ② ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

7. 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展により、本町においても、産業・教育・文化などの様々な場面で諸外国との交流が進んでいます。日常生活の様々な場面で深い関わりを持つようになっています。人間の尊厳を守り諸外国人も明るく住みやすいまちにするためには、外国の歴史や文化・生活習慣を正しく認識し尊重するとともに、一人ひとりの違いを認め合える「共生の心」を地域に根付かせていくことが求められます。

(2) 施策の方向

- ① 外国人の文化や習慣等に触れながら、お互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。
- ② 国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これらを尊重する態度や、共に協調して生きる態度の育成に努めます。

8. 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階で精神的・時間的負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。事件、事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

(2) 施策の方向

- ① 講演会や研修会を通して、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発活動を推進します。
- ② 犯罪被害者週間などにおける広報活動や回覧などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。

9. インターネットによる人権侵害

(1) 現況と課題

携帯電話やスマートフォンのSNS上やインターネット上の掲示板・ホームページにおける匿名性を悪用した、個人や団体を中傷する情報や差別的情報等の基本的人権を侵害する書き込みが増えています。これは、大人社会だけでなく子ども社会においても蔓延している状況が見られます。そしてそれがいじめへと発展している事態ともなっています。

(2) 施策の方向

- ① 小・中学校での学習やPTA研修会など、様々な機会を捉えて、携帯電話やスマートフォン・インターネットの利用の仕方及び人権の正しい理解と情報の受発信の個人の責任やモラルについての啓発を推進します。

10. 災害と人権

(1) 現状と課題

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震等の災害発生時、発生後において人権に配慮した対応ができるように、避難所生活などプライバシーが守られ人権が尊重されるための取り組みを推進していく事が必要となっています。

(2) 施策の方向

- ① 災害時においても、町民の人権が守られ、安心して生活が送られる社会の実現を図ります。
- ② 災害時、避難所における運営マニュアルに沿って人権に配慮した避難所運営訓練や、避難所内でプライバシーを守るための資機材の備蓄の推進、心のケア体制整備など人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

11. 性的指向・性自認

(1) 現状と課題

今でこそ性の多様性が論議され、それに対するハラスメントが問題視されるようになっていますが、これは 元来、世界共通に古くから存在していたものと考えられています。性の多様性において少数者であるが故に差別やハラスメントが発生しているとも考えられます。現在、そのような性的マイノリティ〔セクシュアル・マイノリティ＝性的少数者〕を総称してLGBT（L：レズビアン、G：ゲイ、B＝バイ・セクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（心の性と体の性が一致しない人）〕という言葉が使われています。

しかし、この言葉は特定の人たちであると捉えられがちで、やはり差別的な言葉として使用されることも少なくありません。そこで最近では、最も多い性的指向である「異性を好きになる」という人たちも含んだ上での総称として“SOGI”という言葉が使われつつあります。全ての人々が性の多様性において、社会生活で支障が生じることがあってはなりません。今までの固定観念から脱却し、ありのままのその人をしっかりと理解して社会生活を送ることが出来ることを目指した教育や啓発を行っていく必要があると考えています。

(2) 施策の方向

- ① 学校や行政・地域の人々に対して、SOGIに関わる偏見や差別を払拭するための啓発や研修を企画・実践します。特にこれからの未来を担う児童・生徒に対して指導を行う教職員への研修を行い、指導に生かせるように取り組みます。
- ② 広く町民に対して、県など関係機関と連携を図り広報誌などを活用したSOGIに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

12. その他の人権課題

これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、県と連携を図りながら本町の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特にアイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9（1997）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。町では、県の施策等を定めた「地方再犯防止推進計画」に準じ、実情に応じて刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、啓発を推進します。

IV 効果的な計画推進

1. 人材育成と学習方法の整備

(1) 人材の育成

- ① 地域に根ざした人権教育推進のために、地域や職場、各種団体の指導的立場にある人を中心に研修を進め、人権問題の理解者、推進者としての実践力を高めていく必要があります。
- ② 人権・同和教育リーダー養成の系統的な学習を進めるとともに県や関係団体が開催する研修会や講演会への参加を通して、指導者の資質向上を図ります。

(2) 学習方法の整備

- ① 同和教育をはじめとする人権問題について、差別の実態や歴史を深く学ぶことで、身近な問題として捉えることができる学習内容に努めます。
- ② 知識や認識を深める学習内容のみならず、ワークショップなどを取り入れ、自分自身と人権の関わりを理解し、課題と捉える学習に努めます。
- ③ 人権問題の悲惨さを学習するだけではなく、問題解決への明るい展望を抱き、行動化への意欲を高める内容に努めます。
- ④ 一人ひとりの違いを認め合い、相手の心に寄り添い支援していける人づくりを進め、町民の自尊感情を高めていきます。
- ⑤ 人権教育は、差別をなくすることと同時に、人と人とがつながり、支え合うことのすばらしさを学ぶことです。地域に様々な人々のつながりをつくっていくことを大切にしていきます。

2. 啓発と情報共有

(1) 身近に感じる啓発内容

一人ひとりが自分の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけるために、身近な問題を取り上げた講演会や研修会の開催をします。

(2) 情報提供の充実

町の広報誌や回覧を通じ、世界的な人権教育の動向や話題、また、国・県・町等の行事に関する情報などを提供し、時代の流れに即した啓発を進めます。

3. ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、福祉、医療、保健、青少年育成、教育、文化、環境、国際協力、人権擁護など様々な領域に及び、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が参加できるようになってきています。これらのものは、豊かで活力のある地域社会を築き、関わる個人の生きがいとなる生涯学習社会の形成に大きく寄与するものです。また、ボランティア活動は、個人の主体的な意志に基づき、その人の能力や個性を生かして、社会に貢献することのできる活動であるとともに、人権教育の具体的な実践活動の場ともいえます。このような、ボランティア活動は人権教育に資するものであり、一人でも多くの町民が参加できるように、情報提供など、活動の支援に努めます。

4. 国際交流・協力の推進

外国の地域や人々と相互理解と友好を深めることは、国や民族、人種を越えた相互の尊重と共生意識の醸成につながることから、県や民間事業所・団体等と連携した取り組みや町独自の取り組みの推進に努めます。

V 計画の推進にあたって

1. 推進体制

町では基本計画に基づいた人権施策を推進するため実施計画を策定し、関係部署が協力・連携し行政のあらゆる分野で人権尊重の理念をふまえた町づくりを総合的・全町的に進めていきます。また、中土佐町人権尊重のまちづくり審議会の意見や提言をふまえ適切な執行に努めます。

2. 国・県及び関係団体等との連携

国、県、他市町村など、他の行政機関や地域、社会教育関係団体、事業所、教育機関との連携を図り、全町的な取り組みを進めます。また、町内のボランティアグループや各種団体とも連携し、町民の参画・協力を得ながら進めていきます。

3. 相談体制の充実

人権侵害に対するあらゆる相談を受け、法務局や県との連携のもと、人権問題を解決する体制を充実します。

4. 人権教育・啓発機能の充実

(1) 隣保館・児童館活動の充実

地区内住民の暮らしを守るために、相談体制を整え、様々な問題に対して相談対応できるように、県や関係諸機関と連携を図り、速やかな問題の解決が図れるように努めます。

地区住民の健康・福祉の充実や児童・生徒の豊かな心を育み、学力保障、進路保障のための取り組みを進めるとともに、地区内外を問わず住民が交流できるように様々な取り組みを進め、潤いのある暮らしづくりに努めます。

(2) 公民館活動の充実

公民館は、地区住民の文化振興及び生涯学習の拠点としての役割がありますが、地域における人権教育の拠点として、研修、啓発情報の提供の他、学校とも連携して人権教育の推進を図ります。

5. 計画の期間

この基本計画は 2020 年 4 月から 2025 年 3 月末の 5 年間とします。

6. 評価と見直し

この基本計画は、中土佐町の人権課題解消について人権教育、啓発活動の施策の方向を定めたものであり、中土佐町人権尊重のまちづくり推進審議会によって、進捗状況の確認と、効果についての評価を行う。

なお、中土佐町の施策状況や社会情勢の変化、法令等を踏まえながら計画の見直しが必要な場合は、計画期間内でも人権尊重のまちづくり推進審議会において変更を行います。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、お互い同胞の精神をもって行動しなければならない。人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

「世界人権宣言より」

基本的人権の尊重

人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらにしてもっている権利を、基本的人権と言います。日本国憲法では「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によって確立されたものであり「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。基本的人権の内容は、自由権・平等権・社会権などの権利があります。また、現代社会の進展によって、環境権や知る権利などといった「新しい権利」が生まれてきています。

「日本国憲法より」



発行 中土佐町

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6602-2

電話 中土佐町役場：0889-52-2211

中土佐町人権啓発センター：0889-52-3939

URL：<https://www.town.nakatosa.lg.jp>